

第 1 編 総則編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、都城市防災会議が作成する計画であって、都城市、宮崎県（以下「市」、「県」という。）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 基本方針（防災ビジョン）

本市は、急峻な火山や山地に囲まれた広大な盆地にあり、水に対して脆弱なシラス土壌がその多くを占めていることから、梅雨時期や台風時期には集中豪雨等により、中小河川の氾濫、がけ崩れ等の災害がしばしば発生している。また、えびの小林、日向灘には活断層の分布が確認されているほか、活動を続けている霧島火山群にも近接しており、日常的な防災体制の整備が重要となっている。

また、市域の拡大に伴う災害危険箇所の増加に対する監視や防災対策、災害応急対策等防災体制の充実強化も大きな課題となっている。

そこで、本市では地域特性や過去の災害の経験や教訓を生かし、あらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を守るために確固たる防災施策を講じるとともに、新たな課題に対応できる総合的な防災体制を確立する。

防災対策はハード整備とソフト対策が相まって効果を発揮するものであり、さらに地域の防災力を向上させるためには、「自助、共助、公助」がバランスよく機能することが必要であり、こうした仕組みを作り上げることも重要である。このようなことから、防災行政の推進に当たっては、防災アセスメントの調査結果等を踏まえ、住民と企業、行政が協働して「災害に強い安全なまちづくり」をハード、ソフト両面から積極的に推進する。

なお、災害の各段階（災害予防、災害応急活動、災害復旧・復興）に応じて、的確かつ効果的な防災対策ができるよう計画の樹立及び推進に当たっては、「都城市防災基本条例」（平成28年条例第43号）の理念のもと、次の方針を基本とする

（1）地域特性を反映した計画的な災害予防

- 地域特性に則し、災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、各種の防災対策事業を推進し防災基盤の強化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した土地利用計画、建築物の耐震・耐火対策の促進等、防災対策を進める。
- 災害時におけるライフライン施設の機能を確保するため災害予防対策を推進するとともに、効率的な応急対策を実施するための体制の整備を図る。
- 災害時の応急対策活動や物資の緊急輸送等、円滑な防災活動が実施できるよう防災道路ネットワークの計画的な整備を図るとともに、緊急輸送体制を確立する。
- 災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うため、情報収集・伝達体制や組織体制等事前の体制整備を図る。
- 災害から自らを守るために第三者の避難支援を要する要配慮者^{*}を平常時から把握するとともに、災害時における避難準備情報の伝達体制や避難誘導等、要配慮者の避難支援体制を確立する。
- 地区公民館、体育館、広場等の公共施設を防災拠点として機能強化を図り、災害

時に避難や救助活動等円滑な災害応急活動が行えるよう整備する。

- 避難所の整備拡充と必要な設備の確保に努めるとともに、円滑な避難ができるよう住民に対する避難のための知識の普及に努める。
- 防災行政無線の整備、インターネット、ケーブルテレビ等の活用による複合的な情報ネットワークを整備し、防災情報の収集機能強化や住民への多角的な情報提供システムを構築し、迅速で的確な防災情報の提供と避難誘導に努める。
- 防災資機材の整備や食料等の災害時に必要な物資を計画的に備蓄する。
- 平常時から住民に対する防災知識の普及や啓発を積極的に推進し防災意識を高めるとともに、自主防災組織の組織率向上や防災訓練の実施等自主防災活動の活性化を積極的に支援し、住民の自発的な防災活動の促進を図る。また、自主防災組織や地域住民と地域企業、事業所の連携による自主防災体制を強化し地域防災力の向上を図る。
- 平常時からボランティア活動組織との連携の強化及び支援を行い、災害時のボランティア受入体制を整備するとともに、災害時にはボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動の組織・体制・基盤づくりに努める。

注) 基本法を踏まえ、従来の「災害時要援護者」は「要配慮者※」に名称変更されたこと、さらに同法（第49条の10）により、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として「避難行動要支援者」が位置付けられたことを受け、本計画においても同様に改めている。

※要配慮者は、高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など）、病人、難病などの患者、乳幼児、妊産婦、児童、日本語が不自由な外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々をいう。

(2) 迅速で円滑な災害応急活動

- 災害発生後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立するとともに、災害事象に応じた具体的な行動マニュアルを整備し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう体制の整備に努める。
- 市及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ円滑に活動ができるよう災害応急活動体制を確立するとともに、他機関との連携による応援体制を確立する。
- 災害発生直後の迅速な被害情報等の収集及び伝達、通信手段の確保に努める。
- 円滑な救助・救急、医療救護及び消火活動、緊急物資輸送のための交通の確保対策並びに緊急輸送を実施する。
- 被災者や要配慮者の安全な避難場所への避難誘導及び支援、食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を実施する。
- 被災者の生活確保に資する電気、水道、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。

- 防疫、災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅の建設計画の体制を整備する。
- 児童・生徒の安全確保と応急教育計画を作成し実施する。

(3) 速やかな災害復旧・復興

- 被災者の生活相談窓口の設置や資金融資等の救護措置を充実させ、一般被災者や被災事業者の民生安定化を図る。
- 被害の状況から重要度、緊急度に応じて、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進する。

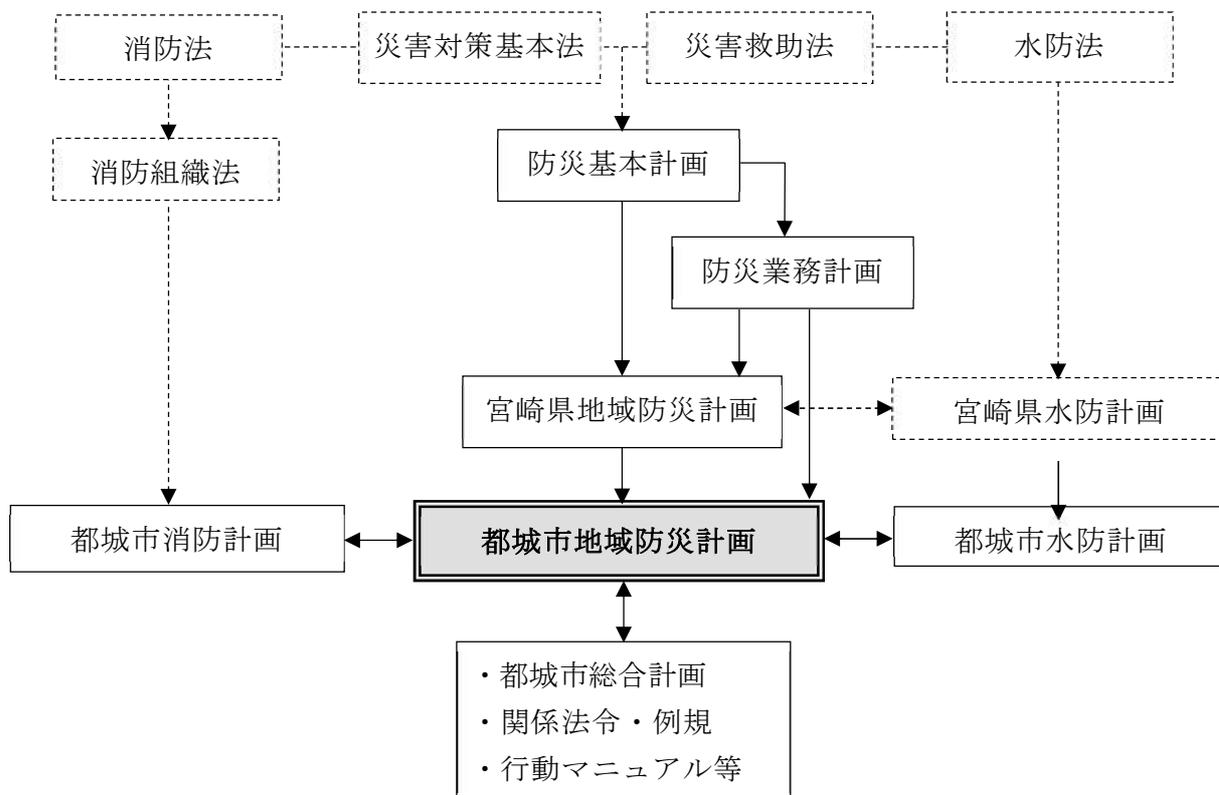
2 他計画との関係

(1) 上位計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げる防災基本計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、国土強靱化基本計画、宮崎県国土強靱化地域計画及び都城市国土強靱化地域計画と相互に密接な連携を図ることを基本とする。

さらに、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「都城市総合計画」に矛盾することのないよう検討を行う。



(2) 消防計画及び水防計画との関係

「都城市消防計画」は、消防組織法（昭和22年法律226号）に基づき策定されるもので、消防機関が、その施設及び人員を活用して、火災、水災または地震等の災害か

ら住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

また、「都城市水防計画」は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき策定されるもので、水防管理団体である市が、水防団及び消防機関の協力のもとで、水防上必要な活動及び水防に必要な器具、資材等の整備、運用に関して定めたものである。

これに対して、「地域防災計画」は、基本法の規定に基づき、都城市防災会議が作成する計画であって、市及び防災関係機関が市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定される基本的かつ総合的な計画である。

よって、この計画では、「都城市消防計画」及び「都城市水防計画」と十分な整合性を保ちつつ、それぞれの計画の大綱を定めるものである。

3 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、高齢化、国際化等著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市、県はもとより防災関係機関は、防災活動の推進に当たってはこれらの変化に対する確な対応を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、国や県の防災方針、社会構造等の変化を考慮し、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときは都城市防災会議において速やかに修正する。

5 計画の周知

この計画は、市及び防災関係機関の職員、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

第3節 計画の構成

1 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対して定めたものであり、次の各編により構成される。

都城市地域防災計画	
第1編 総則編	
第1章	総則
第2章	防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱
第3章	防災をめぐる社会構造の変化と対応
第4章	市の現況
第2編 風水害・共通対策編	
第1章	基本的な考え方
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画
第4章	災害復旧・復興計画
第3編 地震災害対策編	
第1章	基本的な考え方
第2章	地震災害予防計画
第3章	地震災害応急対策計画
第4章	地震災害復旧・復興計画
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編	
第1章	総則
第2章	関係機関との連携協力の確保
第3章	避難及び救助対策
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第5章	防災訓練計画
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
第5編 火山災害対策編	
第1章	基本的な考え方
第2章	火山災害予防計画
第3章	火山災害応急対策計画
第4章	火山災害復旧・復興計画
第6編 その他の災害対策編	
第1章	航空災害対策計画
第2章	鉄道災害対策計画
第3章	道路災害対策計画
第4章	危険物等災害対策計画
第5章	大規模火災対策計画
第6章	林野火災対策計画
第7章	原子力災害対策計画
資料編	

第4節 用語の定義

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

市	:	都城市
県	:	宮崎県
基本法	:	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	:	災害救助法（昭和22年法律第118号）
地域防災計画	:	災害対策基本法第42条に基づき都城市防災会議が作成する都城市地域防災計画
県地域防災計画	:	災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画
災害対策本部	:	災害対策基本法第23条に基づき設置する都城市災害対策本部
県災害対策本部	:	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部
県地方支部	:	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策地方支部
本部長	:	都城市災害対策本部長
県本部長	:	宮崎県災害対策本部長
県地方支部長	:	宮崎県災害対策地方支部長
防災会議	:	都城市防災会議
県防災会議	:	宮崎県防災会議
消防局	:	都城市消防局
消防署	:	都城市南消防署、都城市北消防署
消防団	:	都城市消防団（都城方面隊、山之口方面隊、高城方面隊、山田方面隊、高崎方面隊）
災害	:	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）

第2章 防災関係機関の実施責任と 処理すべき事務または業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関は、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことにより「顔の見える関係」を構築し、共同して訓練を行う等、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。また、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防】

- ① 防災会議に係る事務に関すること
- ② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ③ 防災施設・設備の整備に関すること
- ④ 防災に係る教育、訓練に関すること
- ⑤ 防災のための調査研究に関すること
- ⑥ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- ⑨ 給水体制の整備に関すること
- ⑩ 公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- ⑪ 災害危険箇所の把握に関すること
- ⑫ 各種災害予防事業の推進に関すること
- ⑬ 防災知識の普及に関すること

【災害応急対策】

- ① 水防、消防、その他の応急対策に関すること

処理すべき事務または業務の大綱	
②	災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
③	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
④	災害時における文教、保健衛生に関すること
⑤	災害広報に関すること
⑥	被災者の救難、救助その他の保護に関すること
⑦	復旧資機材の確保に関すること
⑧	災害対策要員の確保・動員に関すること
⑨	災害時における交通、輸送の確保に関すること
⑩	関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
⑪	地域安全対策に関すること
⑫	災害廃棄物の処理に関すること
【災害復旧】	
①	公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
②	災害弔慰金・災害障害見舞金等の給付及び災害援護資金の貸付に関すること
③	市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
④	義援金品の募集、受領、配分に関すること

2 県

県は、地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、または、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や市町村間の連絡調整を必要とする場合等において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
県	【災害予防】 ① 県防災会議に係る事務に関すること ② 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑦ 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	<p>ること</p> <p>⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>⑪ 防災知識の普及に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 災害予報・警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>④ 災害救助法の適用に関すること</p> <p>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>⑫ 地域安全対策に関すること</p> <p>⑬ 災害廃棄物の処理に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p> <p>③ 義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>④ 災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>⑤ 災害融資等に関すること</p>
<p>県 警 察 本 部 都 城 警 察 署</p>	<p>【災害予防】</p> <p>① 災害警備計画に関すること</p> <p>② 通信確保に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡協調に関すること</p> <p>④ 災害装備資機材の整備に関すること</p> <p>⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑦ 防災知識の普及に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>② 被害実態の把握に関すること</p>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の調査に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 死体の見分・検視に関すること

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について指定行政機関及び他の指定行政機関等と相互に協力連携して防災活動を実施する。

また、市の防災活動が円滑かつ的確に行われるよう、積極的に勧告、指導、助言等の措置を講ずるものとする。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州農政局 宮崎県拠点	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における応急用食料の供給・支援に関すること
宮崎森林管理署 都城支署	【災害予防】 ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること ③ 国有林における山地災害危険地区の選定・整備に関すること 【災害応急対策】 ① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材の供給に関すること 【災害復旧】 ① 復旧対策用材の供給に関すること
宮崎地方气象台	【災害予防】 ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ② 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ③ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ④ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 【災害応急対策】

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	① 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事
都城労働基準監督署	【災害予防】 ① 事業場における労働災害防止のための指導監督に関する事 ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関する事 【災害補償対策】 ① 労働者の業務上の災害補償保険に関する事 【災害応急対策】 ① 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏洩、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事 ② 復旧工事における労働災害の防止に関する事
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 （河川） 都城出張所 （道路） 都城国道維持出張所	国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関する事 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ③ 災害危険区域の選定または指導に関する事 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関する事 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事 【災害応急対策】 ① 洪水予報の発表及び伝達に関する事 ② 水防活動の指導に関する事 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ④ 災害広報に関する事 ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 【災害復旧】 ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 【その他】 ① 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事

4 自衛隊

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 ① 災害派遣計画の作成に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること 【災害応急対策】 ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市の活動が円滑に的確に行われるように協力援助するものとする。

<指定公共機関>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 都城郵便局	【災害応急対策】 ① 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び救護対策に関すること ② 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ③ 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること
九州旅客鉄道株式会社 都城駅	【災害予防】 ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 【災害復旧】 ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社 都城支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	【災害予防】 ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本赤十字社宮崎県支部 都 城 地 区	<p>【災害予防】</p> <p>① 災害医療体制の整備に関すること</p> <p>② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること</p> <p>② 避難所での活動、義援金品の募集及び配分等の協力に関すること</p>
日本放送協会 宮崎放送局	<p>【災害予防】</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 気象予報・警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎高速道路事務所	<p>【災害予防】</p> <p>① 管理道路の整備及び防災管理に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 管理道路の交通の確保に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 被災道路の復旧事業の推進に関すること</p>
日本通運株式会社 都城支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>【災害予防】</p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 災害時における救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 復旧資材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	<p>【災害予防】</p> <p>① 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
独立行政法人 国立病院機構 都城医療センター	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における医療救護・助産の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること

<指定地方公共機関>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
宮崎交通株式会社 都城自動車営業所	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること ② 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること ③ 災害における学校、病院及び社会的養護関係施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること
宮崎ガス株式会社 都城支店	【災害予防】 ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎日日新聞社 都城支社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎運輸株式会社 センコー株式会社 宮崎県トラック協会	【災害予防】 ① 緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること 【災害復旧】 ① 復旧資材等の輸送協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
株式会社宮崎放送 株式会社テレビ宮崎 株式会社エフエム宮崎	<p>【災害予防】</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 気象予報、警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>【災害復旧】</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
都城市北諸県郡医師会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における医療救護・助産の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p>
宮崎県歯科医師会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における歯科医療の実施に関すること</p> <p>② 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること</p>
宮崎県薬剤師会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること</p>
宮崎県看護協会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること</p>
宮崎県LPガス協会 都城支部	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① ガス供給施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 災害時におけるガス供給の確保に関すること</p>
宮崎県管工事協同組合 連合会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること</p>
宮崎県警備業協会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>① 災害時における道路交通整理の補助に関すること</p>
B T V 株式会社	<p>【災害予防】</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>① 気象予報、警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市または県の防災計画に示された措置、対策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情等に応じて平常時から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
土地改良区	【災害予防・災害応急対策】 ① 土地改良施設の整備に関すること ② 農地湛水の防排除活動に関すること ③ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること
都城農業協同組合	【災害予防・災害応急対策】 ① 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 農作物災害応急対策の指導に関すること ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること ④ 被災農家に対する融資のあっせんに関すること
都城森林組合	【災害予防・災害応急対策】 ① 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること
都城商工会議所 商工会 商工業関係団体	【災害予防・災害応急対策】 ① 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること
金融機関	【災害予防・災害応急対策】 ① 被災事業者等に対する資金融資に関すること
病院等医療施設の 管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること ③ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること ④ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
都城市社会福祉協議会	【災害予防・災害応急対策】

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	① 災害救援ボランティアセンターの設置に関すること
社会福祉施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
学 校 法 人	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
株 式 会 社 シティエフエム都城	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における緊急情報等の放送に関すること
危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 安全管理の徹底、防護施設の整備に関すること
その他の公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① それぞれの所管・職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧活動に関すること

第2節 住民及び事業所の基本的責務

1 住民の責務

基本法第7条第3項には、『地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努めなければならない。』と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、平常時から防災に関する知識の習得、食料や飲料水、生活必需品等の備蓄、防災訓練等への参加など、防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、住民は、災害時には避難についての協力、応急措置への協力など、防災に寄与するよう努めるものとする。

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施などに努め、災害時の避難行動、救出救護活動などに対する計画を定め、災害発生時には地域の被害拡大の防止、各種情報伝達、避難生活の維持、要配慮者への支援に努めるとともに、市の行う防災活動及び災害応急、復旧・復興活動に協力する。

3 事業所の責務

事業者または管理者は、県、市、その他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献などの役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するための最大限の努力を払わなくてはならない。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市をはじめ防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年の高齢者世帯の増加、高度情報化社会や広域交流・国際化の進展などを踏まえ、市及び防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、市は、特に次のような変化について十分な対応を図るとともに、的確な防災対策活動を推進するため、必要に応じて地域防災計画を随時見直し、修正を行う。

- ① 多極分散ネットワーク型都市空間の形成を基本に、災害に強いまちづくり、防災性の高い都市空間の形成を推進する。
- ② 高齢者(特に高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等の要配慮者への対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策など、要配慮者に配慮した防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る。
- ③ 災害時にライフライン、情報通信ネットワーク等が被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなるため、関係事業者等に施設の耐災性の向上を図るよう求めていく。
- ④ コミュニティの強化を図るため、自主防災組織の育成、高齢者、障がい者等(特に避難行動要支援者)の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練を実施する。
- ⑤ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
- ⑥ 災害時には、被災者の避難生活を支える物資の輸送確保が必要であることから、国・県道と接続する主要な道路を防災道路ネットワークとして検討し、橋梁の耐震化や冠水対策を優先的に進めることによって、災害時における緊急輸送路の機能確保を図る。

第4章 市の現況

第1節 市の現況

1 位置・地勢

本市は、宮崎市から西南西約40km、鹿児島市から東北東約50kmの宮崎県の南西端に位置する。市域は東西、南北とも約36km、面積は653.4km²で、県内でも有数の面積を有している。

市の北部から西部、南部にかけては鹿児島県に接しており、鹿児島と宮崎の中間地点に位置している。

市域は、広大な都城盆地の中にあり、市域中央をほぼ南北に大淀川が流れ、西は霧島山地、東は鱒塚山地に囲まれている。

土地利用状況（土地利用現状把握調査（H22.10.1現在））は、宅地8.5%、農用地20.2%、森林・原野58.0%、水面・河川・水路3.2%、道路4.7%、その他5.4%となっており、山林と農用地が大半を占めている。

（1）交通体系

本市は、九州自動車道宮崎線、国道5本を始め主要地方道が整備され、JR日豊本線、吉都線の2本の鉄道が走り、40km圏内に宮崎空港と鹿児島空港が位置している。

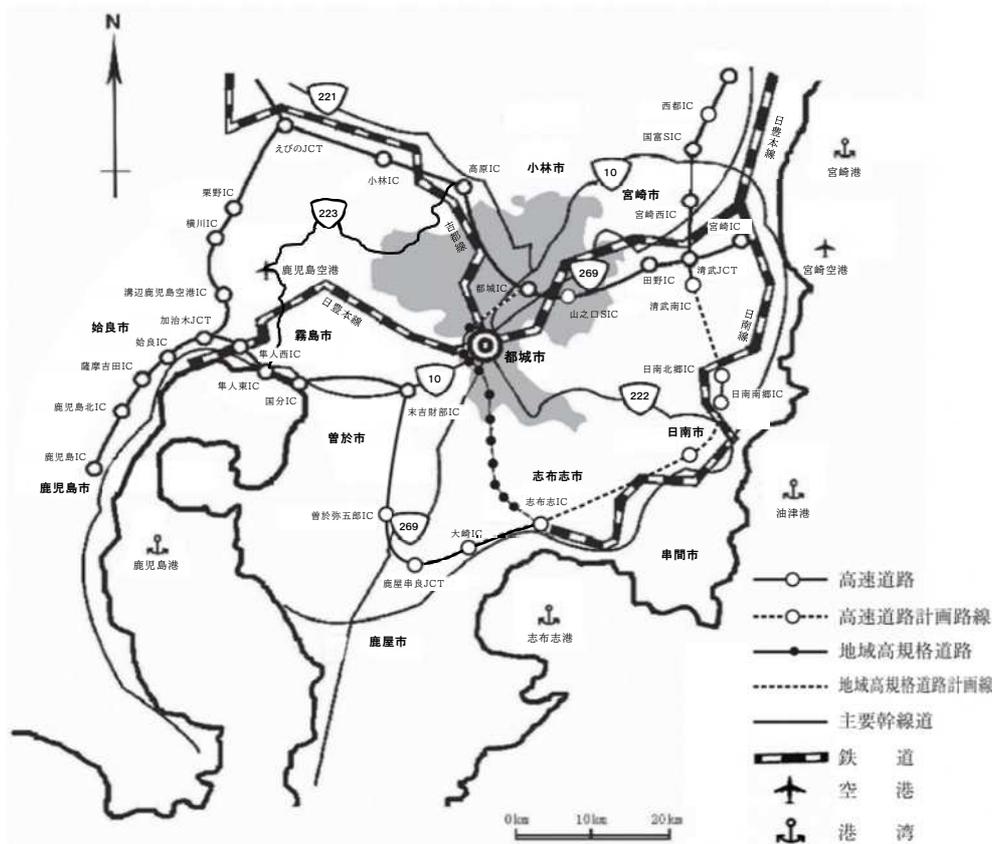
さらに、国の国際バルク戦略港湾の指定を受けている志布志港も40kmの距離にあり、陸・海・空の交通条件が整っている。また、その志布志港と本市を結ぶ地域高規格道路「都城志布志道路」は供用率約80パーセント（R3末）となり、着実に整備が進んでいる。また、生活道路として、市道、農道などが整備されている。

（2）近隣市町

- 東：宮崎市、三股町
- 西：霧島市
- 南西：曾於市
- 南：志布志市
- 南東：日南市、串間市
- 北：高原町、小林市

《 位置、緯度・経度（市庁舎位置） 》

東 経	北 緯
130° 52' 31" ~ 131° 15' 16"	31° 37' 12" ~ 31° 56' 41"
吉之元町（猪子石） 山之口町（青井岳）	安久町（尾平野） 高城町（四家）
◎市役所 東経 131° 03' 42" 北緯 31° 43' 11"	



2 地 形

本市で最も高い標高は、北西部に位置する霧島連峰南端の高千穂峰 1,573.7mで、都城盆地を形成する南部の中郷地域や山之口地域の市境界沿いにも、700mを超える山地が連なっている。標高がおおむね 150m前後の盆地中央部には、一級河川・大淀川が南から北へ貫流し、その周囲に市街地や集落地、水田が広がっている。さらに、その周辺部は、中央部から一段高くなり、標高 200~300mのシラス台地が形成されている。

3 地質・土壌

地質は、四万十層群を基礎として、その上を第四紀の堆積物が覆っている。

堆積物は、大淀川やその支流に沿って礫・砂・泥が分布し、その周辺には高位段丘礫やシラス、二次シラスが広く分布している。特に、火山灰からなるシラスは、西岳

地域南部や中央部、中郷地域の西部に広く分布しており、水に弱く豪雨や地震に伴って崩壊し易い特性がある。

土壌は、縁辺部の山地では、温暖多雨といった気候的な土壌生成要因により、褐色森林土壌が大部分を占めている。また、低地部の大淀川流域では、水田土壌として灰色低地土壌が分布し、その周辺には、霧島火山に起因する火山灰性の黒ボク土壌が分布している。この黒ボク土壌は、台地や段丘、山麓緩斜面等の安定した地形に多く分布し、そのほとんどは農耕地として利用されている。

4 気 象

気候は、標高が高いため、年平均気温は16℃～17℃程度とやや冷涼である。

内陸部の盆地に位置しているため、夏冬・昼夜の気温差が大きく、夜間の冷え込みが厳しい。

年間を通じての平均気温は17.3度（最高36.1度、最低-3.7度（令和4年））で、年間の降水量は毎年2,000～3,000mmで推移しており、多雨である。また、冬場は毎年数日程度の降雪日がある。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、都城特別地域気象観測所の記録による最大風速については、昭和20年9月17日の枕崎台風による35.0m/sが最高で、2位は昭和26年10月14日に34.7m/sを記録している。最大瞬間風速は、昭和26年10月14日のルース台風で51.4m/sを記録し、2位は平成5年9月3日の台風13号の46.7m/sであった。

通常は、四季を通じて風力は一般に弱いため、霧の発生や夏の雷が多い。

降水量は、都城特別地域気象観測所の観測史上1位の記録（統計期間1942年6月～2022年12月）として、日降水量は令和4年9月18日の台風14号で538.5mm、日最大10分間降水量は平成24年7月22日の豪雨で27.0mm、日最大1時間降水量は平成24年7月22日の豪雨で96.5mmであった。

5 人 口

本市の人口は160,585人（住民基本台帳 令和5年4月1日現在）で、世帯数は80,258世帯と県内第2位の人口規模であるが、平成17年以降減少傾向にある。

人口密度は245.9人/k㎡で市中心部の人口集中地区には約69,000人を擁し、その周りには市町村合併により数千人から1万人規模の町が点在している。

65歳以上の高齢化率は、32.1%と全国平均の28.8%（令和3年1月1日現在）を上回り、高齢化が進んでいる。また、平均世帯人員は2.00人と年々世帯の小規模化が進んでいる。

第2節 災害危険箇所

1 災害危険箇所の範囲

災害危険箇所は、災害により住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすと考えられる河川、危険ため池、がけ地及び土石流のおそれがある地域等で、次に示すような関係機関による調査等で危険箇所として位置付けのある場所である。

- ① 土砂災害危険区域図に位置付けのある場所
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」に指定されている場所
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている場所
- ④ 砂防法（明治30年法律第29号）により、「砂防指定地」に指定されている場所
- ⑤ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）により、「地すべり防止区域」に指定されている場所
- ⑥ 水防法（昭和24年法律第193号）により、「浸水想定区域」に指定されている場所
- ⑦ 大淀川に係る「重要水防区域」、県管理河川に係る「重要水防箇所」に指定されている場所
- ⑧ 農業用水源としてのため池で、崩壊した場合に住家や公共施設等に被害を与えるおそれのある場所

2 水害危険箇所

（1）浸水想定区域

水防法第10条第2項の規定による国が指定する洪水予報河川、及び同法第13条第2項の規定により県が指定する水位周知河川について、同法第14条第1項の規定に基づいて作成された浸水想定区域の範囲とする。

浸水想定区域の指定の状況は、次のとおりである。

《 大淀川水系における浸水想定区域 》

河川名	河川管理者	区 間	指定日
大淀川	国土交通省 宮崎河川国道事務所	左 大岩田町～高崎町縄瀬 右 大岩田町～高城町有水	平成28年8月30日 国九告示第120号
萩原川	県都城土木事務所	左 安久町～下長飯町 右 上長飯町～甲斐元町	令和元年7月18日 宮崎県告示第180号
沖水川	〃	左 三股町樺山～上川東4丁目 右 三股町長田～吉尾町	令和元年7月18日 宮崎県告示第181号
丸谷川	〃	左 山田町山田～岩満町 右 夏尾町～岩満町	平成30年12月6日 宮崎県告示第941号
東岳川	〃	左 高城町大井手～高木町 右 高城町大井手～桜木	令和元年7月18日 宮崎県告示第182号
高崎川	〃	左 高崎町前田～縄瀬 右 高崎町前田～岩満町	平成31年3月28日 宮崎県告示第226号

※ 浸水想定区域の詳細は、「都城市総合防災マップ」及び市ホームページによる。

(2) 河川の重要水防箇所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所が所管する「大淀川水系」、及び県が所管するすべての河川について、指定されている重要水防箇所は次のとおりである。

《 大淀川水系における重要水防箇所 》

河川区分	水防区分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
大淀川水系	A	15	—	1	—	4	20
	B	35	—	4	—	2	41
	要注意区間	—	—	—	—	—	—
	重点区間	3	—	1	—	1	5
県管理河川	A	2	2	3	3	3	13
	B	5	1	1	—	1	8
	要注意区間	2	—	—	—	1	3
	上記以外の 重点区間	—	4	—	1	—	5

※大淀川水系の「B」には重点監視区間を含む。

※地区の内訳は左右岸で区間が別れるため代表区間で計上する。

(3) 防災重点ため池・農業用ため池

「防災重点ため池・農業用ため池」は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池で、指定の状況は次のとおりである。

《防災重点ため池・農業用ため池》

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
防災重点ため池	8	—	3	—	—	11
農業用ため池	6	4	1	—	—	11

3 土砂災害危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

県が把握する「急傾斜地崩壊危険箇所」は、高さ5m以上の斜面勾配30度以上の斜面地で、次の区分による。

- ① 斜面Ⅰ：保全対象人家が5戸以上（5戸未満であっても、官公署、学校、病院等のほか要配慮者施設のある場合）の箇所
- ② 斜面Ⅱ：保全対象人家戸数が1戸以上5戸未満の斜面
- ③ 斜面Ⅲ：保全対象人家戸数が0戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所）

《急傾斜地崩壊危険箇所》

R4. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
Ⅰ 人家5戸以上	195	41	62	98	94	490
Ⅱ 人家5戸未満	265	57	90	72	84	568
Ⅲ 人家なし	73	7	4	2	1	87
計	463	105	156	100	179	1145

(2) 土石流危険溪流

県が把握する「土石流危険溪流」は、次の区分による。

- ① 溪流Ⅰ：保全対象である人家戸数が5戸以上（公共施設を含む。）の溪流
- ② 溪流Ⅱ：保全対象である人家戸数が5戸未満の溪流
- ③ 溪流Ⅲ：保全対象である人家戸数が0戸の溪流

《土石流危険溪流》

R4. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
Ⅰ 人家5戸以上	30	11	3	19	6	69
Ⅱ 人家5戸未満	48	17	12	17	3	97
Ⅲ 人家なし	2	0	0	2	0	4
計	81	28	15	38	9	170

(3) 地すべり危険箇所

県が把握する「地すべり危険箇所」は、次のとおりである。

《 地すべり危険箇所 》

R4. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
地すべり危険箇所	0	1	1	0	1	3

4 山地災害危険地区

(1) 国指定

国が指定する、豪雨時の斜面崩壊に伴う土砂流出、流木災害の危険性が想定される「山地災害危険地区」は、次の区分による。

《 山地災害危険地区 》

令和元年5月1日現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
山腹崩壊危険地区	1	3	4	1	1	10
崩壊土砂流出危険地区	7	6	0	0	5	18
計	8	9	4	1	6	28

(宮崎森林管理署都城支署)

(2) 県指定

県が指定する、豪雨時の斜面崩壊に伴う土砂流出、流木災害の危険性が想定される「山地災害危険地区」は、次の区分による。

《 山地災害危険地区 》

H27. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
山腹崩壊危険地区	127	18	59	77	73	354
崩壊土砂流出危険地区	44	10	15	38	14	121
地すべり危険地区	1	0	0	0	0	1
計	172	28	74	115	87	476

(宮崎県北諸農林振興局)

5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

県が指定する、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」は、次のとおりである。

《 土砂災害警戒区域等 》

R4. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
土 石 流	84 (59)	24 (14)	15 (8)	38 (27)	9 (4)	170 (112)
地 す べ り	—	1 (0)	1 (0)	—	1 (0)	3 (0)
急傾斜地の崩壊	538 (521)	102 (97)	155 (149)	171 (166)	179 (169)	1145 (1102)
計	622 (580)	127 (111)	171 (157)	209 (193)	189 (173)	1318 (1214)

※ () は土砂災害特別警戒区域の箇所数 (内数)

(砂防課)

6 火山噴火による避難対象地域

霧島山の噴火による火砕流または噴石の到達が予測される範囲を避難対象地域として、本計画（第5編 第3章 第3節「火山災害応急対策計画」）で定める。

避難対象地域は、御鉢の火口の中心から半径約5kmまでの範囲で、次の地区である。

《 火山噴火の避難対象地域 》

地区名	火口からの距離	対象とする噴火警戒レベル
御池町中山地区	約2.8km	レベル3、4、5
御池町望原地区	約3.0km	レベル4、5
吉之元町武床地区	約3.5km	〃
吉之元町荒襲地区	約4.5km	〃
御池町戸ノ口地区	約4.5km	〃
御池町有明、札立原、横尾地区	約4.5km	〃